

例：日本人女性の胎児を、外国人男性が胎児認知した場合

認 知 届

令和 年 月 日 届出

在ハンブルク日本国大使総領事 殿

受理 令和 年 月 日

第 号

書類調査

戸籍記載

記載調査

附 票

住 民 票

通 知

公 館 印

(フリガナ) 氏 名 生 年 月 日	認 知 さ れ る 子		認 知 す る 父	
	氏 名 胎 児	父母との 続 き 柄 ☐ 男 ☐ 女	氏 名 ムスター ピーターパウル	氏 名 ムスター ピーターパウル
	年 月 日		西暦1988 年 5 月 1 日	
住 所	お子さんが既に誕生している場合も、 この欄には「胎児」とのみお書きください		ドイツ連邦共和国ハンブルク州 ハンブルク市ムスター通り10番	
本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書いてください)	番地 番 筆頭者の氏名		番地 番 筆頭者の氏名	
認 知 の 種 別	☐ 任意認知 ☐ 遺言認知 (遺言執行者 年 月 日就職)		☐ 審判 年 月 日確定 ☐ 判決 年 月 日確定	
子 の 母	氏 名 外務 省子		平成3 年 10 月 27 日生	
	本 籍 東京都千代田区霞が関一丁目1		番地 番 1	
	筆頭者の氏名 外務太郎			
そ の 他	☐ 未成年の子を認知する ☐ 成年の子を認知する ☐ 死亡した子を認知する ☒ 胎児を認知する			
	令和 7 年 4 月 10 日 ドイツ連邦共和国 の方式により認知成立、ハンブルク市 作成の 認知証書添付。アルトナ区戸籍役場			
届 出 人	☐ 父 ☒ その他(親権者母)			
	住 所 ドイツ連邦共和国ハンブルク州ハンブルク市ムスター通り10番			
	本 籍 東京都千代田区霞が関一丁目1		番地 番 1	筆頭者の氏名 外務太郎
	署 名 (※押印は任意) 外務 省子		※手書きで署名 印 平成3 年 10 月 27 日生	

(届出人の連絡先及び電話番号)